

関係機関と連携した未成年者に対する飲酒防止教育の取組について

西部厚生環境事務所・保健所広島支所

○松浦玲子 田高和子 山内知己 松原修治
檜山明代 大上京子 中川保夫 近末文彦

I はじめに

アルコールに関連する問題については、平成 26 年 6 月に「アルコール健康障害対策基本法」が施行され、国及び地方公共団体は、国民がアルコールに関する問題に対して関心と理解を深め、アルコール健康障害の予防に必要な注意を払えるよう、関係機関と連携して、家庭や学校、職場など様々な場において、教育及び学習の振興等必要な施策を講じるよう規定している。

芸北地域（安芸高田市、山県郡安芸太田町及び山県郡北広島町）は毎日飲酒者が県平均と比較して多い地域であり、節度ある適度な飲酒の普及が地域の課題となっている。

これらの背景を踏まえ、芸北地域保健対策協議会（以下、「芸北地対協」という。）では、芸北地域の小学生、中学生及びその保護者を対象とした、未成年者に対する飲酒防止教育資料（以下、「教育資料」という。）を作成し、小中学校における健康教育の充実支援に取り組んだ。

今回、関係機関と地域課題について共通認識を持ち、この教育資料の活用を推奨していくことを検討したので、報告する。

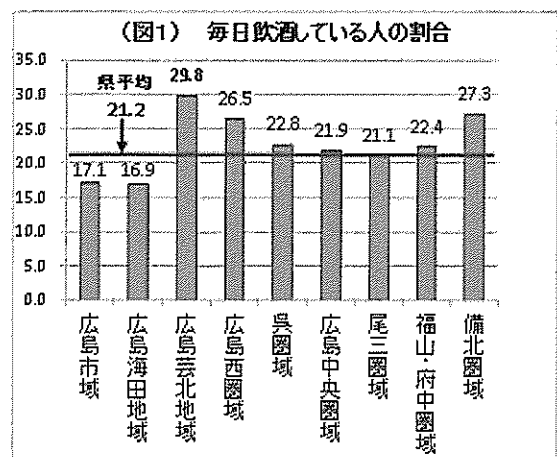
II 経緯

芸北地域は広島県の北西部に位置し、人口は、57,147 人（平成 27 年 1 月 1 日現在）で、長期的に減少傾向が続いている。また、高齢化も進んでおり、総人口に占める 65 歳以上の人口の割合（高齢化率）は 37.4%であり、県の 26.6%を大きく上回っている。産業は第一次産業の割合が高く、農村型であり、米の収穫期にあわせた自然や神に対する感謝の祭りである神楽が盛んな地域である。

この地域では、毎日飲酒する人の割合が高く（図 1）、また、アルコールに関する相談件数が増加する傾向にあり、アルコール依存症により入退院を繰り返す事例も把握されている状況から、飲酒している本人だけでなく周囲の人への影響や世代間連鎖も懸念される。このため、芸北地対協では、こころの健康づくり事業地域協議会においてアルコール対策を協議し、関係者間で幼少期からの予防教育が重要であるとの共通認識を持った。

そこで、子どもの頃からの飲酒防止教育の推進を図るため、指導プログラムの作成等を検討する委員会を設置し、地域と学校等が連携して、

- ① 子どもの頃からアルコールの害についての知識を身につけさせ、将来の適切な飲酒方法を学び、自分の体を大切にして健康になる力、健康を維持する力を持たせること
- ② 保護者や地域の住民においては、芸北地域の実態を把握し、成長期の未成年者が飲酒による健康への影響と飲酒を勧めてはいけないことを周知させることを目的に、学校や地域で利用できる教育資料を作成することにした。



【出典データ：平成 25 年広島県県民健康・栄養調査】

Ⅲ スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
25年度											発足	内容検討
26年度	▲	←案の作成→	●	←案の修正→	●	←校長会説明→	←配布→				←アンケート→	
27年度		←評価・今後の取組を検討→	◆									

▲は検討会 ●は資料作成委員会 ◆は評価委員会

Ⅳ 取組内容

1 教育資料の作成

教育資料作成にあたり、資料作成委員会を設置し、資料内容や活用方法等を検討した。

(1) 資料作成委員会について

ア 開催時期 平成26年2月～平成27年3月

イ 構成委員 養護教諭、教育委員会指導主事、行政保健師

(2) 資料内容等

項目	内容
作成方針	学校の教育資料と行政の啓発資料を相互補完するもので、協同して作成する
掲載内容	クイズ・イラスト等を用いて、保護者と一緒に学習できる内容
対象者	小学校低学年・小学校中学年・中学生の児童生徒並びにその保護者
種類	おもて面を児童生徒用、うら面を保護者用として、3つのバージョン
活用方法	学校から児童生徒に配布し、家庭にて親子で学習することを想定
配布方法	教諭から内容説明をして、家庭で話をするよう伝えて配布
配布時期	冬休み前に配布
その他	電子データで配布し、印刷はA3両面を推奨。ただし、印刷サイズは学校に一任 電子データから、あらゆる媒体への加工を推奨 毎年、教育資料を活用してもらうよう、教育委員会事務局と調整

2 教育資料の活用

各市町の校長会において教育資料作成目的を説明し、活用の協力を依頼後、各市町教育委員会を経由して各小中学校へ教育資料を配布及び活用を周知した。

3 アンケートの実施

各学校における教育資料の活用状況や児童生徒の反応を把握して、今後の取組等を検討するため、アンケートを実施した。

(1) 実施時期 平成27年2月～3月

(2) 対象 芸北地域の小学校及び中学校（対象学校数：42）

(3) 項目 活用実績、活用方法、次年度以降の活用予定、児童生徒への飲酒防止教育の必要性

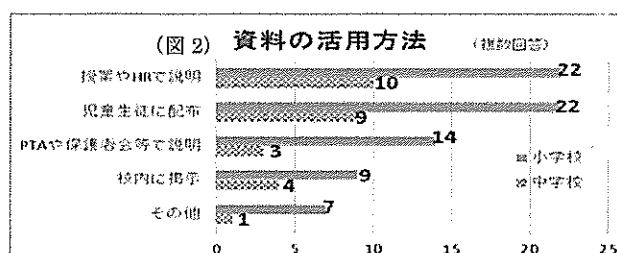
(4) アンケート結果

ア 回収率 100%

イ 回答者属性 小学校 29 校，中学校 13 校の 42 校中，管理職員と教諭が各 5 校，それ以外の 32 校については養護教諭が回答した。

ウ 資料の活用の有無 小学校の 96.6%，
中学校の 100%が資料を活用した。

エ 活用方法 小学校，中学校共に，授業
やホームルームで説明した，児
童生徒に配布する方法による活
用が多かった。(図 2)



オ 児童生徒及び保護者からの意見・感想

資料内容	● 未成年者がアルコールを飲んではいけない理由が理解できた。 ● 飲酒の影響が大人と子どもと違うことを学んだ。 ● 法律で禁止されていることを改めて理解できた。 ● お酒を勧められた時の断り方を学んだ。
指導方法	● 資料での説明だけでなく，実際にお酒の缶を用意して実物を見て学んだ。 ● 子どもと親と一緒に学べてよかった。 ● 資料を家に持ち帰ったこと，子どもが家庭で飲酒防止の話をしたことで，家庭で考える良い機会になった。親子で話し合いができた。
児童生徒・保護者・地域の実態把握	● 児童生徒は，飲酒を家族や大人から勧められたことがあったり，飲酒経験がある児童生徒もいた。 ● 保護者は，芸北地域のお酒に関する実態を認識されていた。 ● 保護者は，芸北地域の実態を認識し，健康を意識した生活を心がけたいと感じていた。 ● 大人が子どもにお酒を勧めることが今までであったが，今後は気を付ける。 ● 大人も飲酒（行動）について考えていかなければならないと感じた。

カ 次年度の教育資料の活用

次年度，教育資料を活用するとの回答は小学校・中学校ともに 100%だった。

キ 児童生徒への飲酒防止教育の必要性

「非常にそう思う」「そう思う」との回答は小学校・中学校ともに 100%だった。

ク 回答者（所属）の意見・要望等

資料内容	● 対象，発達段階に合わせた指導内容が，わかりやすかった。 ● 指導のポイントがわかりやすく，指導しやすかった。 ● 内容が豊富で良い反面，中学年には情報量が多すぎると思った。 ● 保護者用資料に最近の状況が記載されているのがよかった。
指導方法	● 資料だけでは，小学校低学年にはわかりにくいので，紙芝居を用意した。 ● 電子データをもっていて，資料の加工が学校に一任されていたのでよかった。（データから，パワーポイントにした。掲示物を作った） ● 飲酒経験のある子どもがいることや，家族から飲酒を勧められている子どもが多いことについて，保護者会で報告し考えてもらう機会を作った。 ● 継続した指導をしていくことが大切である。 ● 冬休み前に指導できたのはよかった。 ● 毎年指導するとなると難しい現状がある。
その他	● 保護者への啓発，保護者が理解することが重要である。 ● 保護者用資料が保護者の課題意識を持ってもらうのに有効だった。 ● 学校にはA3を印刷する印刷機がないため，資料はA4版かB4版で作成してほしい。 ● 来年度も同様に資料が送付されるなら，年度初めに周知されるとよい。

4 評価委員会の開催

教育資料の内容やアンケート結果から，資料の内容や今後の取組等を検討するために評価委員会を開催した。

(1) 開催時期 平成 27 年 8 月

(2) 構成委員 養護教諭，教育委員会指導主事，行政保健師

(3) 委員からの意見

児童生徒の実態	● 生徒は自分たちが思っているよりもアルコールは体に害があることを学習した。 ● 子どもにとってお酒がたばこほど害があると思ってなく、子どもにとって身近であった。 ● 子どもにとってお酒は「だめ」だけど、お酒を飲んでいる大人と子どものつながができるような、付き合い方もうまく押さえていけたらよい。 ● 思春期ごろになると、はっきりと断ることができなくなるので、まだ飲めないですと上手に言うための伝え方を学ぶことが大切である。
資料内容	● 小中学生だったら、未成年者の飲酒はダメの指導でも通用するが、社会に出て行く中で、「ダメ」だけの指導は社会実態に合っていない。酒との付き合いがある中での危険のない飲酒教育も必要であり、高校卒業時や大学入学時での教育があるとよい。
指導状況	● 授業、掲示、個別指導と3回使用した。 ● 資料の内容に補足して、「イッキ、イッキ」とはやし立てることが犯罪につながることを、法律と併せて指導した。 ● お酒を飲んではいけない人もいることを知り、自分の健康だけでなく、他の人の健康というのを考えて簡単にお酒を勧めてはいけないことも学んだ。
その他	● 保護者へは毎年啓発が必要である。 ● 保健の授業で小学校6年生、中学校3年生で飲酒予防教育があるので、この資料での指導は小学校2年生、4年生、中学校1年生とする。 ● 教育委員会などから、指導の周知があると学校は実施しやすい。 ● 資料を印刷して配布されていると、教育委員会も学校も負担が少ない。

V 考察及び今後の課題

1 実態の把握

健康教育がきっかけで、児童生徒が飲酒を勧められていることや、飲酒経験のある児童生徒がいること等の実態及び、保護者の意識も把握できた。これらを把握していた関係者もいたが、この取組によって、児童生徒の飲酒の実態を話題にすることができ、保護者と共通認識できたことは、保護者が子どもにお酒を勧める行為とともに、大人のお酒の飲み方についても考えなければならないとの意識変容に繋がった。意識が変わることによって、飲酒を勧めない行動変容や適正飲酒への行動変容に繋がると思われる。

2 自身の健康を守る教育

児童生徒にとって、お酒はたばこほど害があると思っておらず、身近な存在であることがわかった。飲酒経験がある子が、そのことを正直に話したのは、信頼関係が築けている教師に対してであったことと、飲酒することがそこまで悪いものではないとの認識からと考える。

今回の教育で、児童生徒は少しの量であってもお酒を飲むと脳や身体に影響があり、お酒の飲み方によって命にかかわることを学んだ。問題飲酒は、お酒に対する正しい知識がないために生じる。

未成年者の飲酒防止教育は、お酒の知識を得て、自分の健康を自分で守り、行動するための「正しい意思決定を身に着けるための教育」であると考え。将来、一人で悩むことがあっても、相談しながら行動できること、ストレスを抱えた時にストレスをお酒で発散することがないための教育であるとも考える。

また、保護者にとっても、大人のお酒の飲み方が子どもへ影響することを考えるきっかけになったことから、大人への健康教育にもなった。保護者が考える機会を持つことは、未成年者の飲酒行動の抑止にも繋がると考えられる。

3 未成年者の飲酒は地域の課題

芸北地域は毎日飲酒者の割合が高い地域であるとのデータがある。今回の教育で児童生徒に飲酒

経験がある子がいたのは事実であるが、他の地域と比べて多いのかどうかはわからない。

飲酒経験のある児童生徒が自ら酒を購入し飲んでいることは考えられず、飲酒を勧められていることや信頼している親から勧められることで、少しなら飲んでもいいと思ってしまうのはやむを得ない。身近な大人から飲酒を勧められるため、飲酒がたばこほど害のあるものと思わなくなるとも考えられる。

このことから、子どもの飲酒を防ぐには、大人が正しい知識を持つことが大切であり、未成年者の飲酒は地域の課題として、学校だけでなく地域全体で未成年者飲酒防止教育に取り組まなければならない、地域で子どもが飲酒しないように見守る必要があると考える。

4 取組を継続するために

教育資料を学校、教育委員会、市町行政機関で作成したことで、作成段階から取組の目的が明確となり、児童生徒に教育資料を用いて健康教育をすることを想定して作成したので、資料データを配付後は、各学校で健康教育を実施してもらうことができた。

今年度の評価委員会において、教育資料を使って健康教育をする学年を小学校2年生、小学校4年生、中学校1年生と定め、今後も継続して教育資料を活用していくことを申し合わせた。また、この健康教育が定着するよう、各市町の教育委員会に各学校への周知をしていただく協力を得た。

学校での教育の継続とともに、市町においても、様々な地域活動の集団に向けて、小中学生が飲酒防止教育を受けていることを周知していく必要がある。

VI おわりに

今回の教育資料の作成に当たり、学校、教育委員会と連携して未成年者の飲酒防止教育に取り組めたことは、今後、連携して保健活動が行えるきっかけとなった。

また、教育資料は、児童生徒を通じて大人への教育に繋がっていることを認識できた。今後は、保護者以外の年齢層へも、この教育資料を通じて、未成年者へ飲酒を勧めてはならないことを、大人の飲み方が子どもへ影響すること、危険のない飲酒について周知していきたい。そして、この取組が継続されることで、自殺を含むアルコールを起因とした健康問題が改善されることを期待したい。

今回の取組を行うに当たり、資料作成委員会、評価委員会の委員の皆様、芸北地域の小中学校の先生方には、多大な御協力をいただき深く感謝いたします。

【参考文献】

- ・未成年者の喫煙及び飲酒行動に関する全国調査報告書 2000年度 厚生科学特別研究
- ・未成年者の喫煙・飲酒状況に関する実態調査研究 平成24年度 厚生労働科学研究 総括研究報告書
- ・平成20年度青少年有害環境対策推進事業(青少年の酒類・たばこを取得・使用させない取組に関する意識調査)報告書 内閣府
- ・平成26年度アルコール関連問題啓発リーフレット 内閣府
- ・青年期(思春期)のアルコール健康教育(応用編) KIRIN
- ・アルコール健康障害対策基本法推進ネットワーク
- ・未成年者の飲酒実態について 厚生労働省健康局生活習慣病対策室 遠藤光一

小学校低学年ではこんな内容の指導をしています。

お酒を飲むとどうなるの？

どうしてお酒を飲むと酔うのでしょうか？



お酒の中にはアルコールが入っています。アルコールが脳にいくと、脳のはたらきをじゃまするのです。

ちゃんと
かんが
考えられない。

うまく
しゃべれない。

た
た
立てない。

ただ
ほんた
正しい判断が
できない。

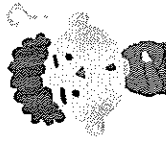
ある
歩けない。



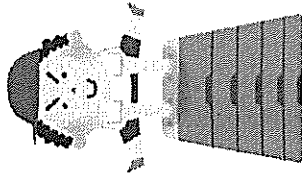
脳は呼吸をしたり、心臓を動かしたりと生きていくために必要な働きをしています。いきなりたくさんのお酒を飲むと、意識がなくなる、呼吸がうまくできなくなるなど、命にかかわることもあります。



少しでもお酒を飲んでもいいのかな？



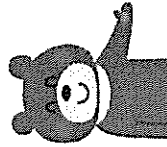
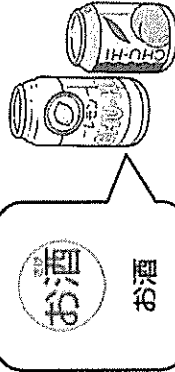
少しでも飲んでも、絶対に飲んではいけません。子どもの脳やからだはどんどん成長している真っ最中です。子どものからだは未完成なので、お酒の害を大きく受け、病気になるりやすいのです。



日本では子どもがお酒を飲むことを法律で厳しく禁止しています。また、子どもがお酒を飲むのをやめさせないことや、子どもにお酒を売ることも禁止されています。

中身はお酒なのに、見た目がジュースやお茶のようなものが売られています。間違えて飲んでしまわないように表示をよく見ることが大事です。

お酒には「これはお酒です」と書いてあります。



芸北地域は、広島県平均と比較して毎日飲酒している人が多い地域です。そのため、飲酒による様々な健康問題が課題となっています。(中には、多量飲酒の影響で死に至る場合もあります。)

厚生労働省の研究事業による全国調査では、「中学生の2割、高校生の3割に飲酒経験がある」「お酒を飲むきっかけとして、冠婚葬祭や家族と一緒に飲むことが多い」「家族に勧められたことのある子どもの割合も多い」という、驚くような結果が出ています。

二このような結果を踏まえ小学学校では6年生、中学校では3年生の授業で、お酒の害について勉強します。

しかし、将来の適切な飲酒行動のためには、小さなころから継続して学習し続けることが必要である。本報告は、家族皆で飲酒について考えるきっかけにしてください。

国 家 や 県 の 取 組 状 況

これは、次の圖解を定めて

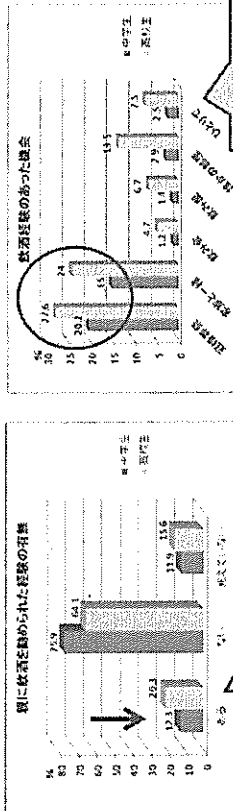
- ① 生活習慣病のリスクを高める量を飲んでいる人を減らす
- ② 未成年者の飲酒を0%にする
- ③ 妊娠中の飲酒をなくす

をいふが、
この文の次は、

未成年者や妊婦の飲酒はやめましょう。

来年度の着任希望校の希望校名を記入してください

未成年者にお酒を勧めてはいけません。ノンアルコール飲料は、お酒を身近に感じ、お酒の入口に
なることもありますので、安易に飲まないようご注意ください。



中学生の12.3%

ノンアルコール飲料経験別に見た
走歩距離の男女別差

ノンアルコール飲料を飲
んだ経験のある者は、飲
んだことのない者より
約4.5倍 飲酒してい

- ・ 未疫年の現患・飲酒状況に関する実態調査研究 H24年度 大井田
- ・ お酒について知っておきたいこと

雲北地城保健行政協議會 平成 25 年 11 月 策行 (平成 27 年 10 月 一部訂正)
事務局：広島県西部保健所広島支所 (広島市中区基町 10-52 電話 082-513-5521 直通)

未成年者が飲酒してはいけない理由

- 成長期の脳の機能を低下させる。
さまざまな疾患を起こしやすくなる。
性ホルモンに異常がおきるおそれがある。
法律で禁止されている。
少量短時間で重篤な急性アルコール中毒になりやすい。
事故・犯罪につながる危険が高くなる。
アルコール依存症になりやすくなる。

健康日本21では、1日の平均純アルコール摂取量が60g以上（例えば、ビール中ビン3本以上）の人は多量飲酒者といい、このような飲酒者は、次のようなさまざまな問題を引き起こします。

新編五世活佛之興衰

身體的問題

- ※詳しくは、子どもの資質を細かくだいたい

羅國名彙纂

- ・中毒症状
- ・アルコール依存症
- ・軽脱症状
- ・認知症関連症状
- ・うつ病・幻覚症状の合併

社會的調製

- ・家庭内暴力・離婚などの家族問題
- ・浪費・失業などの経済問題
- ・仕事上のトラブル
- ・飲酒運転などの事故
- ・自殺、傷病などの事件

孰仁者主人於不美者二人 荀子世法八三

大人が、正しい行動ができるように日頃から心がけることが重要です。

未成年者に、飲酒を絶対勤めない。もしも勤められているのを見たら止める。

■ 未成年者の飲酒は、絶対に認めない。

■ 飲めない人には勧めない。(アルゴリズムを分解できない体質の人もあります。)

■ 飲酒運転は絶対にしない。させない。

■ 自分も相手も適正飲酒を心がける。

醫學博士 櫻井 敬

飲酒問題は、一人で抱え込まないでください。お住まいの市町など、相談できる機関があります。

安高田市保健医療課	安高田市吉田町吉田 791	0826-42-5633
安高田市町健康づくり課	安高太田町下殿河内 236	0826-22-0196
北広島町保健課	北広島町有田 1234	050-5812-1853
広島県西部保健所 広島支所 保健課	広島市中区基町 10-52	082-513-5321(直通)
広島県酒ふたば会	一	090-4802-1865(中田 寛宣)

一、按此而論

[illegible]

アルコールって、何？

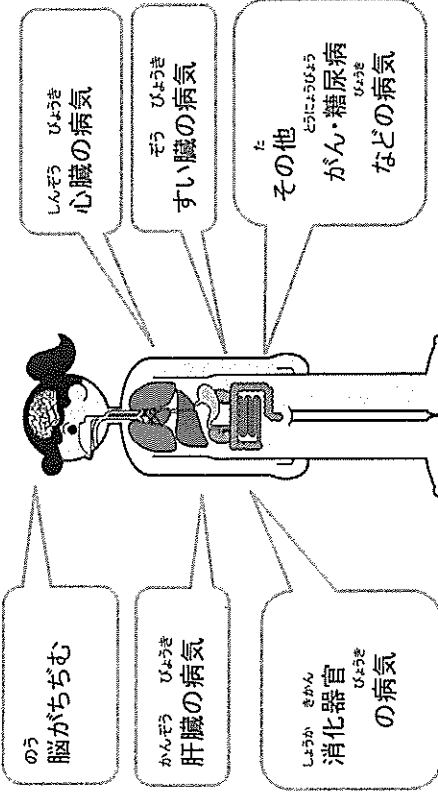


なぜ子どもは お酒（アルコール）を飲んではいけないの？

お酒の中にふくまれるアルコールのまじり作用によって脳の
はたらきがマヒします。この、脳がマヒした状態を「よっぱ
らう」といいます。特に成長期は、脳だけでなくからだ全体
への害が大きいため、未成年者の飲酒（お酒を飲むこと）は
法律で禁止されています。

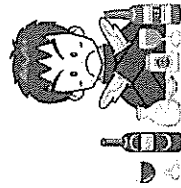
アルコールによる からだへの害

アルコールは多くとりすぎると、さまざまな病気の原因になります。



アルコールには依存性があります。

一たび飲むと、また飲みたくなり、くり返し飲むうちに
飲みたい気持ち（依存性）が強くなり、やめられなくな
ります。特に成長期のからだには、アルコールの作用
が大きい、少しの量でもアルコール依存症になりやす
いのです。



ことわると言えますか…ちよっとなら飲んでもいいのかな？

いいえ！飲んではいけません。
法律で決められているように
20才になるまで、
ちよっとでもダメです！

子どもがお酒を飲みはじめるときに、
「家族や知り合いにさそわれて
…」というのが多々あります。その
時、キッパリとことわるには？

ことわる作戦を考えよう！

～さそわれたときの ことわりテクニックの例～

イヤだ！と
きっぱり言う
「子どもにお酒を勧め
ちゃいけないんだよ」



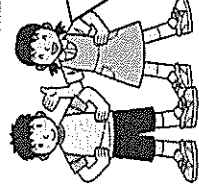
その場をさる
「あ！ちよっと
急いでるんだ。ごめん」



おどろく
「ええっ！お酒なんて
どんでもない！」



お酒を飲むと、何かと理由をつけて、人に飲ませたがる人が
います。ふんいきにながされないと、『キッパリことわる勇
気』『自分を守る』という気持ちを持つことが大事。ことわ
る作戦をさんこうに、自分なりの方法を考えておくといいで
すね。



中身はお酒なのに、見た目がジュースやお茶のような
ものが売られています。お酒には「これはお酒です」
と書いてあります。よ～く確認して！自分を守ろう！



お酒 お酒

パンフレットを作成しました。是非、ご家族皆で飲酒について考えるきっかけにしてください。

「特撮日本2」(即生労働者、「朝日ひろしま2」に出品、大塚博年が日本語を訳すという理由)・国産片・「六福について知っている」とこ・国産片・「子どもは未来を築くための希望星」2005学習研究社・「フーディガルド」『若い島々』アルコーン化研発の志保NAVE Rさん・「ナンデはチャップンの伝説的な音楽家」・カットCD-ROM VOL.3とからど娘嬢(岡山県)・「アルコーン」松存史田原回復の手引(小笠原)、『情報指導のレシピ』(岡山県)

中学校では、このような内容で指導しています。

アルコールについて正しく知ろう

未成年の飲酒が禁止されている理由とは？

大人に比べて未成年では、アルコールによる心身の健康への悪影響を受けやすいため、法律で守られているのです。

アルコールの害

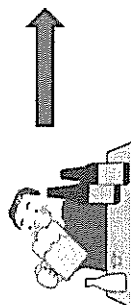
急性の害



飲酒 脳の働きがマヒ 酔う

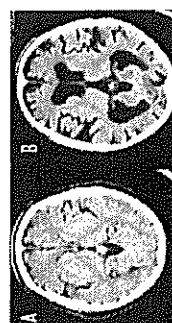
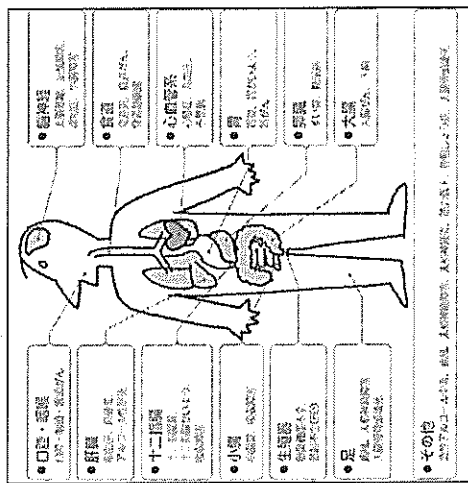
最初、理性を司る脳の活動が鈍くなります。さらに飲み続けると、脳全体がマヒして酔いが進みます。そして、呼吸を司る部分までマヒが広がると死に至ることもあります。

慢性の害



長期間、大量の飲酒を続けると、全身の病気になる！

長期間大量の飲酒を続けると



A. 健康な脳 B. アルコールで萎縮した脳

アルコール依存症とは？

飲酒のために、生活や勉強・仕事に悪影響が出ているにもかかわらず、意思の力で飲酒をコントロールできなくなる病気です。ただし、お酒をやめ続けることで、回復できる病気です。

未成年者は？

大人に比べてアルコール依存症になりやすいのです。



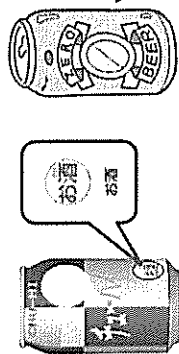
『未成年者飲酒禁止法』を知っていますか？

- 日本では、未成年者（満20歳未満）の飲酒を法律で禁止しています。
- お家の人や周囲の大人が未成年者の飲酒を止められなかった場合には法律で罰せられます。
- 未成年者にお酒を売った人は、法律で罰せられます。



★あなたがお酒を飲むことによって、周囲の大人が罰せられることもあるのです。

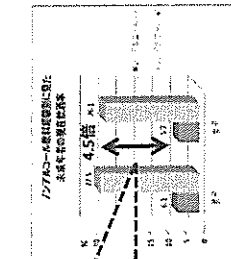
飲む前に表示を確認しよう！！ 身近にあるアルコールを含む飲み物



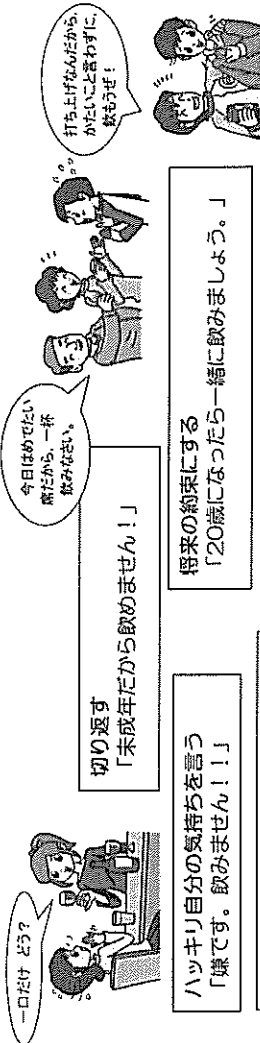
「お酒」のマーク ナンアルコール飲料

ノンアルコール飲料は、お酒を身近に感じ、お酒の入口になることがあります。アルコールが入っていないからと、安易に飲まないよう、注意しましょう。

ノンアルコール飲料経験者は、未経験者より約4.5倍も飲酒につながっています！



誘われても、断ろう！ ～断り方の例～



その場を離れる
「ちょっとトイレに行ってきます。」

話題を変える
「話は変わるけど...」

かけがえのない自分を大切に...♡

大人になるにつれて、お酒を勧められることが増えるかもしれません。様々な場面で、お酒を飲むよう誘われても、自分なりの断り方で『飲まない』という意思を相手に伝えましょう。

茨北地域は、広島県平均と比較して毎日飲酒している人が多く、飲酒による様々な健康問題が課題となっています。(場合によっては、多量飲酒の影響で死に至る場合もあります。)

学校では、小学校6年生、中学校3年生の授業で、お酒の害について勉強しますが、将来の適切な飲酒行動のためには、継続して学習し続けることが大切です。

また、中学生は男かけは大人と変わらなくても、まだ未完成で、成長の真っ最中です。大人でも健康を損なう飲酒ですから、成長期の飲酒はこころや体への害になるだけです。

あと少しで義務教育を終えます。行動範囲がさらに広がります。お酒に出会うことが増えてくるこの時期に、正しい知識を持つことが健康と命を守るためにも、とても大切です。このパンフレットを母がら、ご家族みんなで、お酒について学べるきっかけにしていきたいと思います。

人口統計學圖表

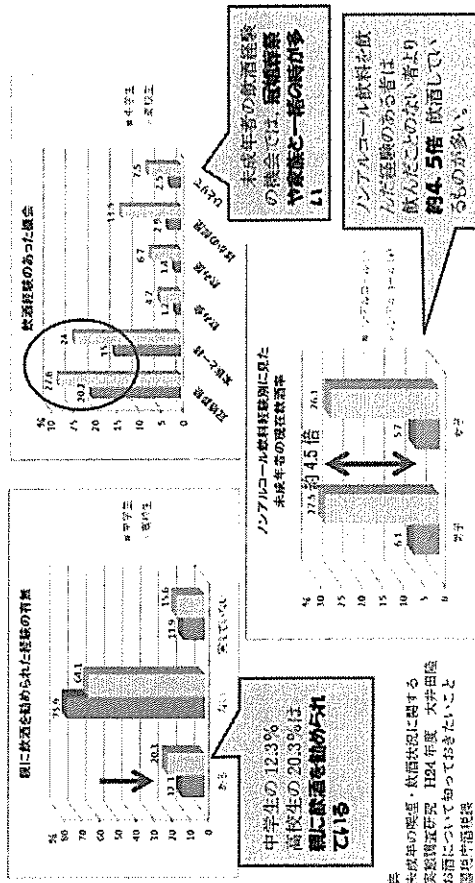
知能の発達を促す

- ① 生活習慣病のリスクを高める量を飲んでいる人を減らす
- ② 未成年者の飲酒を0%にする
- ③ 妊娠中の飲酒をなくす

ひたひたの雪は、雪の原の原を次のとほり
ひたひたに、ひたひたに、ひたひたに、

未成年者や妊婦の飲酒はやめましょう。
適度な飲酒を心がけましょう。

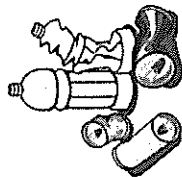
未成年者にお酒を勧めてはいけません。
ノンアルコール飲料は、お酒を身近に感じ、お酒に手を出しやすくなる場合もありますので、安易に勧めないよう注意が必要です。



・未成年の喫煙・飲酒状況に関する
実験調査研究 H24年度 大井田
・お酒について知っておきたいこと
酒粕

湖北城保處技師張繼忠未成年者飲酒防止資料作成委員會 平成26年11月発行（平成27年10月一編訂正）
 事務局：広島県西部健康所広島支所（広島市中区基町10-52 電話082-513-5521 直通）

ビール酒造組合
第13回未成年者飲酒防止
スローガン最優秀作品
お酒は、あなたが



成長期の脳の機能を低下させる。

- 成長期の脳の機能を低下させる。
さまざまな疾患を起しやすくなる。
性ホルモんに異常がおきるおそれがある。
法律で禁止されている。
少量短期間で重篤な急性アルコール中毒になりやすい。
事故・犯罪につながる危険が高くなる。
アルコール依存症になりやすくなる。

多量飲酒の妨はす影聲

健康日本21では、1日の平均純アルコール摂取量が60g以上（例えば、ビール中ビン3本以上）の

身体的問題

- ・様々な臓器の障害
- ・脳機能の障害
- ・がん等

※詳しくは、子ども用の資料を御参照ください

精神的問題

- ・中毒症状
- ・アルコール依存症
- ・癔病症状
- ・認知症関連症状
- ・うつ病・幻覚症状の合併

社会的問題

- ・家庭内暴力・離婚などの家族問題
- ・浪費・失業などの経済問題
- ・仕尊上のトラブル
- ・飲酒運転などの事故
- ・自殺・障害などの事件

私たちが本人ができること、家族が世に上
りてき悪い世帯です

大人が、正しい行動ができるように目頃から心がけることが重要です。

- 未成年者に、飲酒を絶対勧めない。もしも勧められているのを見たら止める。
未成年者の飲酒は、絶対に認めない。
飲めない人には勧めない。(アルコールを分解できない体質の人もあります。)
飲酒運転は絶対にしない。させない。
自分も相手も真正飲酒を心がける。



飲食問題の相模湾

飲酒問題は、一人で抱え込まないでください。お住まいの市町など、相談できる機関があります。

安芸高田市保健医療課	安芸高田市吉田町吉田 791	0826-42-5633
安芸太田町健康づくり課	安芸太田町下殿河内 236	0826-22-0196
北広島町保健課	北広島町有田 1234	090-5812-1853
広島県西部保健所 保健課	広島市中区基町 10-52	082-513-5521(直通)
広島断酒ふたば会		090-4802-1865(中田 寛吉)

—

参考文献:

・(雑誌)Bは21：厚生労働省。(雑誌)ろしるす21：食品品。(来日記者がお話を訊いたわけではない。5つの理由)「図説」。「お国について知ってほしい。」
 ・(国)9月、サトウの依頼を待つのはなかなです。2005年発行社、「フリーメディアカレッジ」「若い人へもうアルルコール研習会の発刊NAVE
 こととめ」、「ピンチヒッターチャンスの保障者(ラスト・カットCD-ROM VOL.3)心からたれ地獄編」(山本朝明)。「アノニマル依存
 症治療のすすめ」(小園)。「『新録』のレビュー」(荒川智樹)